

## ○カンボディアに係る物資協力の実施について

(平成4年9月11日)  
閣議決定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、カンボディアに係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

### （別紙）

日本国政府は、平成4年度において、国際連合に対し、現在カンボディアで行われている国際連合カンボディア暫定機構（UNTAC）の活動に協力するために必要な

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| (1) テレビ・ビデオ及び小型発電機      | 200セット |
| (2) 医薬品                 | 50セット  |
| (3) 上記(1)及び(2)の輸送に必要な役務 |        |

を予算の範囲内において無償で供与する。

（注） 医薬品1セットは、1万人3カ月分相当量をいう。

### 説明

#### 1 テレビ・ビデオ及び小型発電機

カンボディアにおいては、総選挙が来年5月実施予定であり、UNTACは民衆への情報の提供及び啓蒙活動を強化する必要がある。カンボディアには21州に200の県が存在し、UNTACではそれぞれの県に移動チームを編成することを検討している。移動チームの任務は、住民に選挙の重要性、人権及びUNTACの役割を啓蒙することである。各移動チームは、テレビ・ビデオ及び安定電源確保用の発電機を携行する。このため、各移動チームが携行するテレビ・ビデオ及び小型発電機が必要である。

#### 2 医薬品

カンボディアにおいては20万人の兵士の武装解除が実施される予定。武装解除した兵士は6か月間宿営地に滞在することとなり、UNTACはこの期間中、兵士の健康管理を行わなければならない。また、宿営地周辺には、武装解除兵士の家族も集結することが予想され、これら家族の健康問題についても、UNTACとしては無視できるものではない。

しかしながら、UNTACは、その構成員用の医薬品は準備しているが、カンボディア人民に対する医薬品は保有していない。このため、カンボディア兵士及びその家族のための医薬品が必要となる。